

浄水場等における作業心得（令和6年10月）

1. 水安全方針の周知徹底

- 作業員全員に水安全方針について、周知徹底すること。

2. 車両の遵守事項

- 構内での車両運転時は、速度20km/h以下を厳守すること。
- 歩行者、自転車多数のため、車両速度や発進時の死角に注意すること。
- 車両は指定された道路を通行し、駐車場所を遵守すること。
- 入構時は、車両を乗り合わせすることや、マイカーの自粛など車両数を極力減らすこと。

3. 作業時間

- 作業開始時刻は、午前9時以降を厳守すること。

4. 腕章の着用

- 腰や上着に引っ掛けることのないよう、腕に着用すること。

5. 入門手続きの遵守事項

- （正規）保菌検査項目（赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、0-157）が明記されていること。
- （正規）保菌検査の有効期限は、検査日より6ヶ月まで。
- （正規）写真サイズを確認すること。
- （共通）入門手続きにおける申請方法や申請内容、申請期限、必要書類等について、ホームページの記載事項を参照すること。

6. 資材置き場、トイレ等の遵守事項

- 資材等は指定された場所に保管すること。また、バリケードなどにより保管場所を明確にし、常に整理整頓すること。
- トイレは指定されたトイレを使用し、衛生管理に留意するとともに、構内トイレを清掃している場合は、その作業の支障とならないよう協力すること。

7. 連絡体制の徹底

- 設備の破損等、トラブル発生時については、速やかに監督職員等（不在の場合は、総括又は主管監督職員等）に報告を行うこと。

8. 喫煙場所

- 喫煙は、指定場所、現場事務所（設置時のみ）、車内以外の場所で喫煙しないこと。

9. 一切の不浄行為、厳禁

- 指定場所以外での喫煙、用便、吐たん等の不浄行為をした場合、作業を中断すること。
- 不浄行為を行った者は、入場禁止とする。

10. 場内での油の取扱い

- 油類を場内道路や施設内等で漏えいすると雨水樹、集水樹から原水に混入する可能性があり、水処理に多大な影響を及ぼすため、取扱いについて作業関係者内で注意喚起を徹底すること。万が一漏えいが発生した際は、迅速に原水への混入を防止すると共に、監督職員等（不在の場合は、総括又は主管監督職員等）に速やかに報告すること。

11. 掲示物の貼付について

- 施設設備等の点検結果、点検記録等の掲示物を建物壁面や設備などに貼付けないこと。
- 作業上、必要がある場合は監督職員と協議し了解を得てから貼付し、必要期間終了後には取り外すこと。

<連絡先>

●柴島浄水場

代 表	: 06-6815-2373
維持担当	: 06-6815-2353
設備維持管理担当	: 06-6815-2403
運転担当	: 06-6815-2361
技術調査担当	: 06-6815-2356

●庭窪浄水場

代 表	: 06-6908-0571
維持担当	: 06-6907-4472
設備維持管理担当	: 06-6907-4473
運転担当	: 06-6907-4453

●豊野浄水場

代 表	: 072-823-2321
維持担当	: 072-825-4701
設備維持管理担当	: 072-825-4704
運転担当	: 072-825-4702

●設備保全センター

代 表	: 06-6815-2369
施工管理担当	: 06-6815-2013
施設管理担当	: 06-6815-2402
建築物維持管理担当	: 06-6815-2401

●水質管理研究センター

代 表	: 06-6815-2365
試 験 室	: 06-6815-2366
調 査 室	: 06-6815-2367